

# 地方志に記載される庵の記録よりみた明清仏教

——浙江地方を中心には——

桂 華 淳 祥

(一)

明清の仏教は、前代を踏襲した抑制の方向での宗教政策によつて衰退の傾向にあつたことは否めないが、その中にあつて禪宗など宗派ごとに繼承され展開していった信仰活動などのあつたことも明らかにされている。また明代以降

に編纂された地方志をみると、後にも触れる如くそこには

多数の寺院庵堂が採録されており、その地域社会への普及・浸透の程が知られる。その中には前稿で取り上げた雲棲寺を中心とする明末の杭州寺院のように、宋代以来の名刹とは別の新たな動きを示すものもあつた。さらにそこでは雲棲寺の発展もさることながら、それに関係する小規模

な庵の活動が少なからずみられた。

そこで、本報告では特にこの「庵」に的を絞り、地方志の記録によつてその明清時代の傾向の一端を窺い、明清仏教を把握する一助としたい。なお、地方志は『中国地方志叢書』第一・二期所収を用い、地域は浙江と限定する。

(二)

まず最初に、検索した地方志とその寺觀の項に記録される寺院庵堂の数を挙げると「表①」となる。

49『咸淳臨安志』、57『秀水縣志』、64『剡錄』、78『景定嚴州續志』、179『仁和縣志』、192『錢塘縣志』を除いては、清ないし民国時代に編纂されたものであるが、これを一覧

〔表I〕

68	67	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	49	番号
永	江	西	刻	上	南	德	嘉	嘉	秀	餘	嚴	湖	嘉	景	壽	咸	地方志名
康	山	安		虞	田	清	善	興	水	杭	州	州	興	寧	昌	淳	臨安志
縣	縣	縣	錄	志	志	縣	志	志	縣	府	府	府	府	縣	縣	安	
志	志	志		志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	續	續	志	
民國二二	清・同治一二	清・嘉慶一六	宋・嘉定八	清・光緒二七	民國一九	民國一二	清・光緒二〇	民國一八	明・萬曆二十四	民國八	清・光緒九	清・同治一三	民國二三	民國一九	宋・咸淳間	は編纂あるい は刊行年あるい	
2	5	44	8	39	26	3	6	1	2	15・16	8	27・28	18・19	15	5	75 7 85	載寺の觀卷所
59	51	70	27	50		22	8	18	18	52	67	196	108	5	40	146	寺
3	5	39	3	9	2	8	21		7	30	31	109	49	2	3	609	院
1	51	17		156		13	70		7	38	67	282	98	10	25	15	庵
	5	2		2		2	3			2	2	4	2	5	1	1	堂

183	182	181	179	178	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	73	71	70	69	
鎮	宣	宣	仁	蘭	蕭	歸	義	縉	龍	新	景	桐	金	定	新	雲	遂	建德縣志	
海	平	平	和	谿	山	安	烏	雲	游	昌	定嚴州續志	鄉	華	海	登	和	昌	縣志	
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	志	
志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	志	
清・光緒五	清・光緒四	清・乾隆一八	清・嘉靖二九	明・清・光緒一四	清・光緒二四	民國二四	清・光緒八	清・嘉慶七	清・光緒二	民國一四	民國八	宋・景定三	清・光緒二三	民國一一	清・同治三	清・光緒二三	清・光緒二二	民國八	
36	9	2	12	3	8	10	18	5	24	17	7	5	5	不分卷	7・8	9	4・5	6	
44	30	28	58	29	61	18	50	44	44	34		17	108	51	26	21	19	39	
14	2	2	60	43	20	41	4	1	10	8	11	12	28	9	37	3	31	5	
100	40	36	25	58	159	33	56	25	78	229	2	149	101	169	112	25	19	82	
3	26	25					2	21		4		10		13	5	10	7		

203	202	201	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184
僕居縣志	分水縣志	上虞縣志	杭州府志	寧波府志	校勘光緒嘉善縣志劄記	象山縣志	衢州府志	臨安縣志	處州府志	錢塘縣志	谿縣志	松陽縣志	平湖縣志	嵊縣志	孝豐縣志	麗水縣志	石門縣志	昌化縣志
清·光緒二〇	清·光緒三一	清·光緒二五	清·光緒二四	清·雍正一一	民國八	民國一五	清·康熙五〇	清·宣統二	清·光緒三	明·萬曆三七	清·雍正八	清·光緒一	清·光緒一二	清·同治九	清·光緒三	清·同治一三	清·光緒五	民國一三
23	2	42	34 ↳ 38	33	不分卷	20	26	1	9	不分卷	12	4	25	8	3	7	11	15
21	20	50	345	139	5	20	90	8	310	107	52	39	14	49	11	58	14	15
34	3	12	381	3	14	7	17	52		3	2	8	15	20	9		11	11
1	63	78	242		10	324	24	13	93	3	141	7	49	343	57	4	72	63
18		3		1		11	4				19	10	2			1	1	

※番号は便宜的に『中国地方志叢書』の整理番号を用いた。	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	209	208	207	206	205	204
分疆錄	紹興府志	麗水縣志	鎮海縣新志備稿	臨海縣志	龍泉縣志	通志	鄞縣志	寧海縣志	遂安縣志	慈谿縣志	黃嚴縣志	常山縣志	淳安縣志	海鹽縣志	平縣志	青田縣志	奉化縣志	
清·光緒四	清·乾隆五七	民國一五	民國二〇	民國二三	清·光緒四	民國二四	清·光緒二八	民國一九	清·光緒二五	民國三三	清·光緒三	清·光緒二二	民國二三	清·光緒一〇	清·光緒二	清·光緒一	清·光緒三四	
3	38 ↳ 40	5	2	35	4	不分卷	22	2	41 • 42	8	37	18	4	7	2	17	14 • 15	
11	339	58	8	84	21	55	44	14	92	50	74	25	23	16	39	37	95	
2	31		2	62	48	11	6	9	17	20	15	2	21	12			11	
14	112	4	18		8	105	30	94	371	344	1	32	58	65	48	9	384	
3		1			15	9	4	8	26	62	1			27	4	13		

表Ⅱ

すると、相対的な比較ではあるが、全体の傾向として庵を多く記すものが目立つ。63『上虞縣志』、73『新登縣志』、75『定海縣志』、77『桐鄉縣志』、191『慈谿縣志』では、寺院の三～五倍、なかには188 212『嵊縣志』、196『象山縣志』のようになつの県で三百余にも及ぶものがある。これは清から民国時代のこの地域において、規模や活動の内容は今はおくとして、庵が地域社会に普及していたことを物語るものといえよう。また時代を異にしてほぼ同一の地域を扱つた49『咸淳臨安志』と199『光緒杭州府志』の記録を比

べると、庵について前者が一五ヶ所であるのに対し後者は二四二ヶ所となつており、南宋時代から清朝末期に至る間の増加の程が窺える。<sup>⑤</sup>

次に、試みとして明清時代における庵の建立時期を『光緒杭州府志』を例にとってみてみよう。「表Ⅱ」は『光緒杭州府志』に見える庵について、その創建・重建の年次のわかるものを数量としてまとめたものである。なお同一庵に創建と重建、また重建が複数記録されているものはその全てを採つてある。

一九〇九	七五	六二	五一	一八二一	九六	乾隆	一七二三	六二	四四
宣統	光緒	同治	咸豐	道光	嘉慶	雍正	康熙	順治	清・順治
					1	1		3	
1	1			1		1	1	3	2
									3
						2		10	14
		1	1					1	2
						8	1	4	1
							1	1	
						2		2	
					1	2		4	1
						1		3	1

これによれば庵の創建あるいは重建の年代は、明代の後半から清代の前半期に比較的集中していること、また地域的には、杭州府内でも府城及び近隣の錢塘県、仁和県に明末の創建が多く、清代になると海寧州・餘杭県・新城県といつた周辺地域に多くみられることが知られる。

もとより地方志の編纂にあたっては、地方志間で統一された基準があつた訳ではなく、また編纂年次もまちまちなので、ここに列举した数字をもつて直ちに同一基準による数量とするわけにはいかないが、庵の起廢の傾向を知る一応の目安とはなろう。

次に、この時代の庵の活動がどのようなものであったのかという点について見ていただきたい。

### (三)

地方志の庵に関する記録の多くは、その所在地を記すに止まるもの、またそれに加えて創建・重建の年代、施者・建者を記す程度であるが、建庵の目的や活動に係わる事柄に言及しているものもわずかながら見られる。その中で、明清時代の年号が明記されているものを挙げると「表Ⅲ」の如くである。

ここで庵の形態として最も多くみられるのは、往來の

人々に飲食茶湯・宿泊施設を供する、いわゆる接待・施水庵をはじめとする社会事業の役割を担うものである。<sup>①</sup><sup>④</sup><sup>⑤</sup><sup>⑦</sup><sup>⑪</sup><sup>⑫</sup><sup>⑯</sup><sup>⑰</sup><sup>㉑</sup><sup>㉒</sup><sup>㉓</sup><sup>㉔</sup><sup>㉕</sup><sup>㉖</sup><sup>㉗</sup><sup>㉘</sup><sup>㉙</sup><sup>㉚</sup><sup>㉛</sup><sup>㉝</sup><sup>㉞</sup><sup>㉟</sup><sup>㉟</sup>は飲食茶湯・宿泊施設の提供、<sup>⑪</sup>は橋梁の管理、<sup>⑧</sup>は険しい山道の改修保全というように、おおよそ前代の接待・施水庵の活動内容を踏襲しており、清代後期になると<sup>㉑</sup><sup>㉔</sup>のように郵舎・郵亭が庵の役割の一  
つになつてゐるものもみられる。他には、寧波府同知龍徳宇が県城の修復のために自らの俸給で山を買い庵を置いたもの<sup>(6)</sup>、知府俞某が築塘を監督するにあたつて休息の場所を作り、塘が完成した後それを庵としたもの<sup>(5)</sup>、さらに商人によつて建てられた庵が「公所」として彼等の活動の場所となつてゐるもの<sup>(5)・㉑</sup>がある。これらは先の接待・施水庵の類とは異なるが社会事業の一形態とみ  
ることができよう。またそれぞれ、商人と仏教との係わり、あるいは地方行政やそれに携わる官僚との結びつきを示すものとして興味深い。

次に挙げられるのが母親に対しての孝行の意味を持つた庵で、<sup>⑩</sup><sup>⑬</sup><sup>⑭</sup><sup>⑮</sup><sup>⑯</sup><sup>㉑</sup><sup>㉒</sup><sup>㉔</sup>がそれである。ただここに示した地  
方志の記事では母に対する孝養だけが述べられているが、それに加えて母親の信仰や守節の実践の場所としての意味も含まれていることが、次に挙げる記事によつて知られる。

〔表三〕

番號	庵名	年次	施者あるいは建者	事項	出典							
①	施水庵	景泰三	里人邵儒覆	以便行人憩飲								
②	慶登庵	成化間	戴允瑚妻元氏同江西新昌知縣 李讓妻縉氏	爲清修之所								
③	福興庵	嘉靖八	福建漳興龍商眾	爲公所								
④	福民庵	嘉靖間	沈懿玉 沈良順	捐資施茶								
⑤	從容庵	嘉靖間	午溪鄭鍾	置田煮茶濟渴								
⑥	寶城庵	萬曆一七	寧波府同知龍德孚	爲縣修城捐俸買山置庵								
⑦	象田庵	萬曆乙巳	僧智海	次憩行旅								
⑧	九龍庵	萬曆乙巳	邑人陳	龍山磴道、故逼窄險阻、行旅多困、風雨晦暝之夜尤甚、陳 爲開鑿寬廣、往來便之								
⑨	濟川庵	萬曆二三	邑人潘寵	以護濟川橋								
⑩	普度親庵	萬曆四八	少司農葛屺瞻	爲母報恩捨宅爲庵								
⑪	茶亭庵	萬曆閒	徐穆	施茶湯安宿								
⑫	甘露庵	萬曆閒	僧鑑空	地當要衝、寺僧施茶於亭、行李便之								
⑬	慈竹庵	萬曆閒	僧道慧	建庵奉母								
⑭	慈順庵	萬曆閒	僧如光	奉母焚修								
⑮	孝義庵			蓮池大師室人湯氏安禪處								
⑯	普濟庵			有義井茶亭、供往來茶								
211	199	199	53	185	56	199	211	201 63	四二	三九	178	三
三七	三四	三四		一八	一一	一五	三五					

※出典にあるアラビア数字は表Iの地方志の番号、漢数字はその巻数である。

すなわち『西谿梵隱志』卷二 孝慈庵の項に

雲棲僧等會倣陳睦州、奉母供養、遵蓮大師六時淨業、

勸其母亦倡善、來皈心西泰、子母成出世之孝慈、諸方

咸歎仰云

とあり、母親に対する孝養のために「六時淨業」を修すと共に、母親にもその信仰を勧め、母子共に出世間の孝慈をなしたという。また建庵の年次が明記されていないので

〔表Ⅲ〕には示さなかつたが、『光緒杭州府志』卷三四に

孝慈庵、在東里坊、僧溪芷・溪筠迎母歸養之地、因額

曰孝慈

と記される孝慈庵があり、その康熙三年（一六六四）の庵記<sup>⑧</sup>には

武林孝慈庵、在城東、（略）乃溪芷・溪筠二大師、焚

修奉母之地、（略）母孫氏秉志幽閒、性安淳樸、柏舟

苦節、三十餘年如一日、而高懷雅操、獨守蠶鹽、瘁色勞心、更勤課子、成就淨行、必契之同登彼岸、寧非慈之至深者乎

と、母親孫氏が熱心な信仰者であると同時に、節義を守つたことが述べられている。さらに『慈谿縣志』卷四一に

西隱庵、縣西五里彭山西、俗稱彭山庵、明季許趙二姓

建、國朝道光二十六年、尼慈依更建

とある西隱庵の項に付記された庵記<sup>⑨</sup>には

師大量即慈依在家之母也、母滕門應氏、年十九生慈依、

父奕芳故後、慈母誓志守節、以母女至慈邑小西門外迎

寶庵出家、至道光十三年、來至慈庵

とあり、義節を守り尼僧となつた大量が庵に入り、修養の場所としたことが述べられている。このような母親あるいは妻の修養の場所という意味でみた場合、〔表Ⅲ〕の②⑯

②⑯などがこれに類するものと思われる。

ところで宋元時代に盛んに建てられた墳庵<sup>⑩</sup>、すなわち墳墓の看守にあたる庵に関する事例がみられないが、それは

明清代の年号を有するものだけを抽出し列挙したためであり、墳庵がなくなつた訳ではない。『象山縣志』卷二十一に

思考庵、周氏周鉄廬墓所

とある。周鉄は嘉靖五年（一五二六）の進士で明代後半の人。したがつて明代後半においても墳庵の建立が行なわれていたのである。また從来の墳庵が継続してあつたことは後に挙げる「蔡氏教庵記」「雅宜庵記」などからも知られる。さらに光緒十七年刊の『上虞縣志』卷三九に「新纂

として  
來鶴庵、宋末丁恩顯葬此、其子孫建庵守墓

る。<sup>⑪</sup> さるに光緒十七年刊の『上虞縣志』卷三九に「新纂

として  
來鶴庵、宋末丁恩顯葬此、其子孫建庵守墓

る。<sup>⑫</sup> さるに光緒十七年刊の『上虞縣志』卷三九に「新纂

として  
來鶴庵、宋末丁恩顯葬此、其子孫建庵守墓

とみえるのは、宋末に建てられた墳庵が清末まで存続していたことを示すものである。しかし墳庵に対する意識は、

「蔡氏教庵記」<sup>⑬</sup>では冒頭で

世之築室壘域之傍、爲廬望之所者、往往託名於浮屠門、  
豈浮屠者誠足信而如此耶、蓋地道尙靜神理宜安、浮屠  
靜者也、用之而五慾不侵、葷穢不入、使若祖若考之神、  
得以安其室、是亦仁人孝子之用心也、

と述べ、また「雅宜庵記」<sup>⑭</sup>では

余族之有此庵、無非虔設香火以奉祖先、不過籍圓頂箸

笠之徒、司其鎖鑰而已、豈叢林釋子所得傳爲衣鉢也哉  
と述べるよう、その目的はあくまでも祖先の祭祀と追薦  
にあつて仏教を信ずるものではなく、それに仮託して墳墓  
を管理しているのであると明言している。これらの庵記に  
みる限り、宋代に、墳庵が盛んに設けられたころから、儒

者である士大夫の墳庵に対する態度がそうであったように、  
明清時代においても墳庵は墓守の便宜的な方法と捉えられ  
ていたのである。

以上みてきたように、明清期に創建・重建された庵のうち、その目的や活動内容が知られるものでは、接待・施水  
庵のような社会事業を行う庵と、孝養・守節という生活規  
範を重視し実践する庵という二種類に大別された。この他

には宋元以来の墳庵も認められ、また名山大刹で住持となつた僧が主任地の近くに創建し、その後、下院として本山に帰属する庵も少なくなかつたが、その中には方志の記録より浮び上がつてくるこの二種類の庵の活動は、時代的な特徴を示しているものと捉えられる。すなわち前者では、民衆の中での社会事業を通じた仏教の大衆化の一面を、そして後者は、前掲「西隱庵記」に

夫儒釋道之教、雖分而使人以爲善、而教人以忠孝節義、  
無二旨也

とあることからもわかるように、明代以降、民衆の生活規範を説いた通俗書の普及や、雲棲株宏の仏教教義の新たな解釈などによつて一般社会に急速に浸透していくた、儒・  
仏・道三教合一の思想の反映をみることができる。

#### (四)

以上、明清時代の庵について地方志の記録を大雑把に整理し、その傾向をみてきたが、最後に、地方志検索の過程で得られたその他の若干の記事を、今後の検討の手掛りとして挙げて結びにかえることとする。

まず庵の種類であるが、先に挙げたものの他に  
表勝庵、在爐峯之陰、舊有佛寺湮沒、明萬曆三十五年、

里紳張汝霖重葺、

〔紹興府志〕卷四〇)

一方、「普濟庵置齋僧田碑記」に

於是鄉里羣議免其徭役、凡宰是邑者、皆樂給批蠲免

とある免徭役を議する記事。また

求靜庵、在雪坑、崇禎八年鮑通泰乏嗣、捨資建、造庵

堂、將田地山場、盡施入庵、招僧承管、

〔宜平縣志〕卷九)

とある庵の財産やその管理に関する記事。また前掲「西隱庵記」に

法輪徒孫連橋續積虧款、又不能守院、受三百金、以其

院推歸我師大量徒慈依、而於是僧院始爲尼庵

とあるように、庵院の所有権が金銭を代償として移される記事がみられる。本報告では触れなかつたが、ともに庵の

経済面に関する史料として注意を要するところである。

これらの点をも含めてさらに考察を進め、実態の把握に努めたい。

沓石庵、(略)明僧太初卓錫於此、僧俗姓張、名啓原、  
號太初、日本人、洪武間入中國、徧遊名山、(略)永  
樂丁亥三月朔、入塔端坐、偈畢而逝、年七十五、著有

語錄三卷

〔分疆錄〕卷三)

とみえる記事は、日本からの入明僧の活動を記すものとして興味深い。

#### 註

- ① 塚本善隆「明・清政治の仏教去勢——特に乾隆帝の政策——」〔宗教文化研究〕二、一九五二、「塚本善隆著作集」五卷 大東出版社 一九七五 再録、塚本後孝「乾隆帝の教団肅正政策と雍正帝」〔宗教文化研究〕一一一九六二)、清水泰次「明代に於ける仏道の取締り」〔史学雑誌〕四〇ノ

二 一九二九)、間野潛龍『明代文化史研究』(同朋舎 一九

七九) 第三章 明代の佛教と明朝 参照。

ない。

⑥ 石川前掲「宋元時代の接待、施水庵について」参照。

② 長谷部幽蹊『明清佛教團史研究』(同朋舎 一九九三)、  
日比野丈夫「妙峰福登の事蹟について」(塚本博士頌寿記念  
佛教史学論集) 一九六一)、藤井草堂「清廷と仏教 殊に  
臨済宗」(大谷学報) 一六ノ三 一九三五) 参照。

③ 描稿「明末杭州の雲棲寺に関する覚え書き——地方志の記  
述を中心に——」(大谷大学真宗総合研究所紀要) 一〇 一  
九九三) 参照。

④ 庵の来歴や宋元時代の庵については、竺沙雅章「宋元佛教  
における庵堂」(東洋史研究) 四六ノ一 一九八七)、同  
「宋代墳寺考」(東洋学報) 六一ノ一・二 一九七九、『中  
國佛教社会史研究』同朋舎 一九八二 再録)、宮本則之  
「宋元時代における墳庵と祖先祭祀」(佛教史学研究) 三五  
ノ一、一九九二)、石川重雄「宋元時代の接待・施水庵につ  
いて」(史正) 一七 一九八八)、同「宋元時代における接  
待・施水庵の展開——僧侶の遊行と民衆教化活動」(宋  
代の知識人——宋代史研究会研究報告第四集) 汲古書院  
一九九三) を参照。

⑤ 「宋代の地方志についていえば、記載されているのは原則  
として有額寺院、いわば國家公認の寺院であり、勅額のない  
庵堂などの記録はきわめて少ない」(竺沙前掲「宋元佛教に  
おける庵堂」一〇頁)との指摘は、後代の地方志に記載され  
る庵数が増加している理由を考える上で留意しなければなら

⑥ 宋元時代には墳庵で、祭祀の対象として母親あるいは妻が  
祭られることがあった。(宮本前掲「宋元時代における墳庵  
と祖先祭祀」注51 参照)また「奉母」という目的での建庵  
も『石門縣志』卷一一に

⑦ 蓬居庵、宋紹興中、僧慧梵縛茆奉母處  
とみえるように宋代から行われていた。

⑧ 「孝慈庵集」(武林掌故叢編)第七集)所収。  
⑨ 清 楊爲煥撰「西隱庵記」。この庵記にはまた  
明季縣人許遊擊・趙參・將入國朝、棄官爲僧、許曰密化、  
趙曰瞻化、相與焚修其地、始結茅而居  
とあり、明末における「遺民逃禪」の一例が知られる。

⑩ 墳庵については、竺沙前掲「宋代墳寺考」、宮本前掲「宋  
元時代における墳庵と祖先祭祀」参照。

⑪ 「明史」卷二〇七 周鉄伝。

⑫ 竺沙前掲「宋代墳寺考」第五節には、宋代に建置され清代  
まで存続している墳庵として寶積庵が挙げられている。

⑬ 烏斯道撰「蔡氏教庵記」(慈谿縣志)卷四一 蔡氏庵の項  
所載。

⑭ 鄭大節撰「雅宜庵記」(慈谿縣志)卷四一 雅宜庵の項所  
載。

⑮ 竺沙前掲「宋代墳寺考」第四節参照。

⑯ 長谷部前掲「明清佛教團史研究」第八章 叢林寺院の性

格と實態 第一節 十方叢林と傳法叢林 參照。

⑯ 酒井忠夫「中國善書の研究」(弘文堂一九六〇)、荒木見悟  
『雲棲株宏の研究』(大藏出版 一九八五)など多数の論考  
がある。

⑰ 太初については、この他に二つの記事がみられる。

仙巖庵、(略)明僧太初於中國爲蘭若

古龍護寺、(略)明僧太初建 (共に『分疆錄』卷三)。

⑯ 清・王枚建「普濟庵置齋僧田碑記」(慈谿縣志)卷四一  
普濟庵の項所載)。

(本学専任講師 東洋史学)